平成２８年度　第２回

府中市国民健康保険運営協議会会議録

市民部保険年金課

平成２８年度第２回府中市国民健康保険運営協議会

１　日　時　　平成２９年１月１１日（水）　午後１時３０分～午後２時３０分

２　場　所　　府中市役所　西庁舎３階　第３委員会室

３　出席者　　(1)　運営協議会委員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 氏名 | 出欠 |
| 被保険者を代表する委員 | 伊　藤　　久　夫 | × |
| 宮　下　　稔　浩 | 〇 |
| 半　沢　　謙　治 | 〇 |
| 戸　田　　忠　良 | 〇 |
| 石　坂　　榮　子 | 〇 |
| 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 | 赤　須　　文　彰 | × |
| 日　野　　佳　昭 | 〇 |
| 渡　邉　　信 | × |
| 金　森　　泰 | 〇 |
| 佐　藤　　章　二 | × |
| 公益を代表する委員 | 小野寺　　淳（会長） | 〇 |
| 手　塚　　歳　久 | 〇 |
| 結　城　　亮 | 〇 |
| 崎　山　　弘 | 〇 |
| 宮　﨑　　清　美 | 〇 |
| 被用者保険等保険者を代表する委員 | 井　上　　雅　巳 | 〇 |
| 増　島　　武 | × |

　　　　　　　(2)　事務局

|  |  |
| --- | --- |
| 職 | 氏名 |
| 市民部長 | 関　根　　昌　一 |
| 市民部次長 | 澁　谷　　智 |
| 市民部保険年金課長 | 中　村　　孝　一 |
| 市民部納税課長 | 関　田　　和　馬 |
| 市民部保険年金課長補佐 | 笹　岡　　義　行 |
| 市民部納税課長補佐 | 鈴　木　　幸之助 |
| 市民部保険年金課給付係長 | 古　田　　裕　樹 |
| 市民部保険年金課保険税係長 | 小　俣　　秀　行 |
| 市民部保険年金課保健師 | 小　澤　　彩 |
| 市民部保険年金課主任 | 竹　内　　遼 |

４　傍聴者　　１人

平成２８年度第２回府中市国民健康保険運営協議会

会議録（要点筆記）

会　　長：　平成２８年度第２回府中市国民健康保険運営協議会を開催いたします。みなさまには新年早々でございますけれどもご出席いただきありがとうございます。傍聴希望の方がいらっしゃいますので、府中市附属機関等の会議の公開に関する規則により、傍聴を認めてもよろしいでしょうか。

委　　員：　異議なし。

会　　長：　それではご異議無いようですので、傍聴希望を許可しますので、お入りください。

［傍聴希望者入場、着席］

会　　長：　本日は市長から国民健康保険税条例の一部改正について諮問をいただいておりますので、諮問文の写しを皆様に配布いたします。事務局で配布願います。

［諮問文写し配布］

会　　長：　ただいまお配りいたしました諮問文の内容につきましては後ほど事務局より説明をいたします。それではこれより議事日程にしたがいまして会議を進めさせていただきます。

本日の会議は、伊藤委員、赤須委員、渡邉委員、佐藤委員、増島委員から欠席の報告を受けております。

それでは、日程第１、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。被保険者を代表する委員から半沢委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員から金森委員、公益を代表する委員から宮崎委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委　　員：　異議なし。

会　　長：　ご異議が無いようですので、各委員に、本日の議事録署名委員をお願いいたします。

それでは日程第２の国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。さきほどお配りいたしました諮問文の内容の読み上げと説明を事務局よりお願いいたします。

保険年金課長補佐が、諮問文の読み上げと資料１について説明を行った。

会　　長：　諮問文の朗読ならびに資料１を用いまして、諮問されております保険税の賦課限度額の引き上げについての現状等を含めて府中市の考え方をご説明させていただきました。ここで、ただいま説明をさせていただいた内容について、それから確認をしておきたいという事項ございましたら、ご質問をお受けしたいと思います。ご質問のある委員の方は挙手をお願いします。

委　　員：　国保税に課税限度額が設けられている理由を教えてください。それから資料の２ページの合計世帯数４９３世帯とありますが全体の世帯の何パーセントくらいなのか教えてください。それから限度額というのは市町村が独自で設定をできる制度なのか、あるいは国から強制的に決定される、やられなければならない制度なのか、以上三点教えて下さい。

会　　長：　三点について順次答弁願います。

保険年金課長：　まず限度額の設けられている理由でございますけれど、資料の２ページの２に記載させていただいているところではございますが、国民健康保険の給付につきましては納めた保険税の多少にかかわらず誰でも同じ内容の給付を受けられることとなるため、保険税負担を無制限とすることはできず、納付意欲の観点からも賦課限度額が設けられております。

二点目の質問についてですが、４９３世帯は当初ベースで１．２６％になります。

それから三点目のご質問でございますけれども、国で決めた法定限度額に基づきまして市町村で決めるというかたちになっております。

委　　員：　わかりました、ありがとうございます。これに関連して資料の１ページで国の動向ということで低中所得層が国民健康保険の加入者に多いということなのですが、府中市の国保では現状、低所得層は収入金額の範囲がどこまでで何世帯あり、割合は何パーセントか、中所得は収入金額がいくらまでで全体に占める割合が何パーセントか、データがわかれば教えてください。

また、この世帯の人たちが先ほどの４９３世帯、全体の１.２６%とありましたが、低中所得の世帯がこのなかにいるのか、どういった影響があるのか教えてください。

保険年金課長：　回答が前後してすみませんが、１.２６%の中に低中所得層が入るのかどうかですけれど、こちらは影響を受ける高所得の方の割合なので低中所得層は入りません。低所得、中所得の範囲等、少々お待ちください。

委　　員：　回答は後ほどでも大丈夫です。

会　　長：　では、所得層別の比率は後ほど。他に質問ございますか。

委　　員：　委員と少し関連しているのですが平成３０年度から保険者が東京都に代わる予定ですが、その時にこういった限度額などは市で条例を定めるなど、運用面は任されるのでしょうか。東京都が決めたものに従わされて自由度が無くなると思うのですが、いかがでしょうか。

会　　長：　検討中のところもあると思いますが現状をお願いします。

保険年金課長：　現在検討中のところも多々ありますが、基本的には東京都の方から給付に必要な金額がこのくらいかかるので、この市はいくら納めなさいという金額が出て、それに必要な保険税の目安が市町村ごとに出されます。その保険税や限度額は現在の法定限度額のように示されるようにはなると思いますが、その中で市町村が同じようなかたちでお諮りして決めていくのが今の流れの予定でございます。

会　　長：　税そのものは各市同じ方向に向きますので、限度額なども一定になっていくと思われます。今は市ごとに範囲内で決めるという決め方をしているので、現状は法律が８９万円、府中が７７万円という決め方ができていますけど、統一されていきますと限度額は一緒になっていく可能性があります。

委　　員：　わかりました。ありがとうございます。

会　　長：　他にありますか。

委　　員：　はい、まず今回一気に８万円上げるということについてはかなりインパクトが大きいのかなという印象を受けるのですが、説明いただいて、ある程度やむを得ないところかと思うのですが、これまでも上げてきた中で一気に８万円も上げたことはなかったと私の記憶ではそう思っているのですけど、一気に８万円上げざるを得なかったことについての市の見解をまずお尋ねしたいと思います。

それから２９年度の見込みとして、わかる範囲で結構なのですが、法定限度額に達していない他市が同じように上げていく傾向なのか、状況がわかれば教えてください。

それから収納率については９３.４％と現年度分はいいと思うのですけれど、以前から過年度分についてはかなり低いという話を聞いているのですが、過年度分については現状どのくらいになっていて、今後改善の見込みがあるのかどうかお尋ねしたいです。

それと影響が４９３世帯となっていて、限度額の世帯ということですが、限度額に近い世帯も限度額を上げることによって多少影響があるのではないかと思うのですが、４９３世帯以外は今回の引き上げに伴って全く影響がないという理解でよろしいでしょうか。その確認をさせて下さい。

会　　長：　では四点について答弁願います。

保険年金課長：　８万円の件でございますけれど、先ほど説明の中でもお話しさせていただいたのですが、今までは収納率が低いというところがございまして、高い保険料を払っている方も給付が同じですので、未納があると、こんなに払っているのにと不公平感が強くなりますので、収納率の推進計画などを作って、そちらにまず力を入れてきたというのがございます。今回９３.４％に上がったということで、その間に毎年国が限度額をあげてきたということがあるのですけれど、１２万円の差が開いたという中で、４万円ではなく、今回は８万円とさせていただきました。以前にも、制度の改正もあったのですが、７万円上げさせていただいたことがありまして、今回８万円という設定をさせていただいたところでございます。

それから他市の状況でございますけれども、２８年度の今の状況で先ほども申しあげましたが、府中市と同じ７７万円の市は２市あります。８１万円の設定のところも２市。８５万円のところが７市ございます。８９万円で現在最高の限度額になっているところが１５市ございます。低いところにおきまして、武蔵野市は今回６万円上げるというような話を聞いておりますし、限度額に近づけるような増額をする市が、正確に何市というのはないのですが、結構あると聞いております。

それと限度額に近い世帯についてですが、税率は今回変えておりませんので、限度額に達していない方は所得が変わらなければ影響はありません。

納税課長補佐：　収納率の関係のご質問ですが、滞納繰越分ということで、平成２７年度の決算の収納率が１８.４％となってございます。こちらは前年比で１.８％の増という状況です。直近の１２月末現在ですけれども、こちらが１９.６％と前年の同月と比較いたしますと４.９％増となっています。昨年が１８.４％なので１２月時点で昨年より良い収納率という状況となっております。３月まで引き続き収納率向上に向けて努めてまいります。

委　　員：　８万円の値上げについて説明いただいて、ある程度やむを得ないかと思う部分はあるのですが、対象の方から見ればいきなりという感じを受けるところがあると思いますので、そこだけ指摘しておきます。

あと、限度額を払っている世帯で滞納されている方はいないと思ってよろしいでしょうか。その辺が分析できているかわからないのですけど、限度額を払う人はそれなりの収入がある方だと思うので、本来払えるはずですけど、それで払えないような人がいれば問題かと思いますので、その辺調べられていたら教えていただきたいと思います。

あと、他市の状況はだいたいわかりました。確認してなければ構わないのですけど、清瀬市も上げる方針なのですか。

あと、滞納については説明いただきましたが、滞納分に対する収納率については少し向上しているということだと思うのですけど、他市の収納率に比べて滞納分についてはかなり低いのではないかと思いますからそのことについては今後も力を入れてやっていただいて、全体の収納率が向上できるようにとお願いをしておきますのでよろしくお願いします。他はだいたいわかりましたので答えられるところだけお願いします。

納税課長：　収納率の関係で納税課の方からお答えさせていただきます。限度額に該当する世帯の滞納があるかどうかなのですけれども、各個人ごとではなく、全体の収納額に対して収納率をだしているので、所得層ごとで把握はできていないところです。ただ滞納金額を所得層別に見てみますとやはり低所得の方の割合が高くなってございまして、所得で４００万円くらいまでの方が全体の９０％を占めているという状況になっております。

保険年金課長：　清瀬市についてですが、申し訳ございません、確認を取っておりません。

委　　員：　状況分かりましたが、最後に今後の予定だけお聞かせください。この協議会で承認されて、予定通り進んだ場合は、市民や対象者に対してどのようなかたちで話をすすめて具体的にどのように周知をされるのか今後のスケジュールを聞かせてください。あと要望した点についてはよろしくお願いします。

会　　長：　最初に私の方から説明いたします。本日皆様のご意見をいただいて、次回までに事務局と私の方で、答申の内容についての整理をさせていただいて、次回にお諮りをします。ご了承いただければ、市長に答申内容をお持ちするというかたちで進めていきたいと思っています。

そのあとの該当する方へのＰＲなどのアプローチ等をどのように進めるかは事務局から答弁をお願いします。

給付係長：　今後のスケジュールでございますが、平成２９年４月以降に広報紙等により市民の方に周知させていただくとともに、７月に発送いたします国民健康保険税の納税通知書に文書をいれまして対象の方に周知させていただきたいと思っております。

委　　員：　少し遅いような気もしますが、わかりました。

会　　長：　では他の委員のご質問ご意見をいただきたいと思います。

委　　員：　意見だけ表明しておいていいですか。

一気に８万円の引き上げということで確かに私も少しあれ、と思っておりますが、中所得低所得者への配慮と、税制改正にも盛り込まれているということが理解できました。ただ、わたしは根本的に配慮ということであれば、これは国に求めることですけれども、やはり国庫負担率を大幅に引き上げて、国民の負担を軽減するべきと思っておりますので、その意見は述べておきたいと思います。

会　　長：　はい、ありがとうございます。

保険年金課長：　会長、先程の答弁漏れがあったものでございますけれども、決算等の資料と同じものがいま手元にないものでございますから、２割５割７割軽減の方の割合でお答えさせていただきますと、７割軽減の方が２８.２％。だいたいこちらが２人世帯で１００万円以下というかたちになります。５割軽減が１５.９％で２人世帯ですと概ね１２４万円以下、２割軽減が８.８８％で２人世帯ですと概ね１４６万円以下というかたちになります。

会　　長：　はい。それでは他の委員の方、特にございませんか。

それではご質問等いただきましたけれども、先程もわたくしの方から答弁させていただきましたけれども、次回１７日に平成２９年度の当初予算などを含めて会議を予定しております。本件につきましては、本日の皆様のご意見を取りまとめさせていただいて、ご意見を集約しますと、全く改定に反対という状況ではないようでございますので、その辺をふまえまして、市長への答申案につきましては、私と事務局で作成をし、次回ご提示させていただいて、皆様のまたご意見を頂戴するということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委　　員：　異議なし。

会　　長：　はい、ありがとうございます。

特にご意見が無いようですので、本日程第２の府中市国民健康保険税条例の一部改正については次回答申案をご提示するということで了承といたします。

続きまして日程第３の平成２８年度特定健康診査及び特定保健指導についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

保険年金課長補佐が、資料２について説明を行った。

会　　長：　説明が終わりました。この件につきましてご質問がございましたらお受けしたいと思います。

委　　員：　質問というより、先般の議会でも少しお願いしたのですが、特定健康診査の受診期間について、現在７月１日から９月３０日となっておりますが、他の市を調べてみるともう少し長い期間やっている市があるようで、一番長いところは１１ヶ月くらいの市があるようです。そこまで長くしなくてもいいのですが、例えば６月～１０月までという市が多いようなので、確かに色々な状況で期間が定まっているのは分かるのですが、ちょうど７月８月と夏の暑い時期でございますし、９月に集中して結構大変だということもありますから、できましたらもう少し受診期間が延長できないかどうかご検討いただいて、できましたら、延長できるような方向でご検討いただければということを改めてお願いをさせていただければと思います。よろしくお願いします。

委　　員：　よろしいでしょうか。

会　　長：　はい。

委　　員：　医療機関の立場から言わせていただきますと、まず、府中市の受診率は１年間、誕生日月とか長くやっているところに比べていいんですね。短い期間でやっている我々の方が受診率はいいです。ひろげれば上がるという訳ではないです。誕生日月というと結構忘れてしまって翌月になってしまったりして、一年間できるといっても、やっぱり集中的に、その間だ、という頭があれば結構人間ってそういうインセンティブが働きます。そういうメリットは、我々医療側は感じています。その方がいいのだ、と。どうしても９月に多いのは暑いからではということもあるのかもしれないですが、それよりも切羽詰まってあと少ししかない、と９月にまとまって来られる方が多い。それは我々医療機関もいっぺんに来てしまいますので、大変は大変なのですけれども、ただまとまってその時にやるということのメリットもあるということと、受診率が高いということがあります。

あと細かい理由で言いますと、レントゲンをダブルチェックとして専門の先生にみていただいています。レントゲンだけで肺がんを見つけるのは非常に難しいです。半年間で急激に進行する場合もありますので、１年ごとのレントゲンで肺がんを健診で見つけるのは非常に難しいです。専門の先生にお願いするというのは他の市ではやっていないんですよ。これは大事で、我々にとってもすごく安心感があります。我々とレントゲンの専門の先生とでダブルチェックをするのは、１年間はできないです。やはりある程度期間を短くして集中的に、２万枚のレントゲンを見るわけですから、これを１０人弱の先生方が夕方から夜にかけて集まっていただいてみていだだくわけですが、それを１年間毎日毎月来ていただいてといった物理的な問題もあります。

二点ですね。短くすることで受診率が上がることもあるということ、もう一つの事情としてはレントゲンのダブルチェックを１年間はできないということ。

会　　長：　はい、委員ありがとうございました。この件については市民の方の夏場がどうしても暑いという声が、委員、議会の方にも届いていまして、この解決策は何とかないものだろうかというのが事の発端のようです。７月８月というのはもう暑くなってきますので、委員が言われたように９月にわりと集中しているというのは、もうこの月しかないから皆頑張って行くぞということがあります。医療機関の皆さんにもご苦労かけているのは重々承知しているのですが、これまでもそういう声がございましたので、できることなら１０月くらいまで、インフルエンザという問題もご回答の中にこれまでありまして、年を越えて１月あたりまで延ばしたりしても病院に行ってインフルエンザになってしまったとか、そういう弊害もありますので、そういった事を考慮しながら、例えば１０月くらいまでご検討いただいて、受診率が増える傾向にあるのかどうかということをテスト的に、そういう方法も事務局と一度話をしておきます。また医師会の先生方の理事会等でご検討いただいて、期間を限定してあと１ヶ月くらいの延びが可能かどうかというところ含めて、事務局との調整をしていただければ、委員の皆様のご意見等も踏まえてまた今後の検討課題にさせていただきたいと思いますので、その辺はまた機会をみてよろしくお願いします。

委　　員：　１０月に入りますとインフルエンザの予防接種が始まり、重なってしまうんですね。

会　　長：　その辺の心配はありますね。また是非ご検討の材料にしていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

他の委員の方で特定健診に関わるご質問等ございますか。

委　　員：　特定健診をやった後、対象者が保健指導にまわる訳ですから保健指導を６ヶ月間やることを年度内に終えなければいけないので、逆算すると受診期間を伸ばした場合大丈夫なのですか。６ヶ月間とれないのではないですか。１０月に健診を受けた結果を待って特定保健指導が始まると年度をまたいでしまいませんか。タイムリミットがあったかと思うのですが、いかがでしょうか。

小澤保健師：　特定保健指導のタイムリミットということですが、必ずこの時期までに終わらせなさいという明確な取り決めはないのですが、国で法定報告というものがありまして、そこに間に合わせるこというのが１つの目標となっております。法定報告の時期が翌年度の１０月頃となっておりますので、それまでに府中市では特定保健指導の取りまとめまで終わらせるということをスケジュールに組んでおります。現在最後の９月の受診者が特定保健指導を１１月下旬にスタートというかたちで資料を出させていただいているのですが、その後勧奨でもう少し募集を募っているところもありますので、実際には１１月ではなくて１月スタートくらいの方もいらっしゃいます。その方が６月、７月頃に指導を終えられて２ヶ月くらいで委託業者がデータを取りまとめて法定報告までに間に合わせるというようなスケジュールをくんでおりますので、特定保健指導のことを考えると健診の時期は法定報告に間に合わせるとなると、かなりギリギリのラインではあるというのが現状です。

委　　員：　プロポーザルで決めて、実際今回タニタから替わったわけなのですが、そうすると業者が替わっている時期は２つの業者が並行しているということなのですか。

小澤保健師：　対象年度で業者を替えていますので２７年度の対象の方は株式会社タニタに年度を越えても最後までみてもらうかたちになります。それと並行した時期で２８年度の保健指導が始まるので２８年度対象の方はベネフィットワンに最後までみていただくというかたちで、途中で業者を替えない事というのがルールとなっておりますので、２つの業者で年度を跨いで事業していただいているというかたちになっております。

会　　長：　はい、以上答弁終わりました。他にございますか。

それでは日程第３のご質問が特に他に無いようですので、本件は了承でよろしいでしょうか。

委　　員：　異議なし。

会　　長：　はい、ありがとうございます。それでは日程第３平成２８年度特定健康診査及び特定保健指導については了承といたします。

続きまして日程第４の平成２８年度データヘルス計画に基づく国保保健事業についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

保険年金課長補佐が資料３について説明を行った。

会　　長：　はい、事務局からの説明が終わりました。ご質問ございましたらお受けしたいと思います。

委　　員：　これらの発送で効果は未知数なものがありますけど、発送費用は今、どの程度かかっているのでしょうか。

小澤保健師：　ジェネリック医薬品の差額通知の発送ということでよろしいでしょうか。

委　　員：　はい。

小澤保健師：　委託で実施をしておりますけども１通当たり２１６円で発送しているかたちになりますので、おおむね発送費用としましては１８０万円程度、今の時点で対象者に対してかかっていることになります。

委　　員：　はい、ありがとうございました。

会　　長：　他にございますか。

それでは他にご質問が無いようですので本件は了承でよろしいでしょうか。

委　　員：　異議なし。

会　　長：　それでは日程第４の平成２８年度データヘルス計画に基づく国保保健事業については了承といたします。続きまして、日程第５のその他についてを議題といたします。委員の方から何かその他でございますか。

よろしいですか。それでは委員の皆様は特に無いようでございますので、事務局の方では何かありますか。

保険年金課長：　特にありません。

会　　長：　それでは日程第５のその他につきましては委員ならびに事務局の方は特に無いようでございますので終了したいと思います。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。議事運営にご協力いただき誠に有難うございます。平成２８年度第２回府中市国民健康保険運営協議会をこれにて閉会いたします。どうもありがとうございました。